

事務連絡
令和2年5月14日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針の変更及び
業種ごとの感染拡大防止のためのガイドラインの策定について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月14日、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（別添1参照。以下「基本的対処方針」という。）が変更され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県は引き続き特定警戒都道府県とされた一方で、それ以外の39県については緊急事態措置の対象とならない都道府県とされたところです。

基本的対処方針においては、特定都道府県のみならず、緊急事態措置の対象とならない都道府県にあっても、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、「感染拡大を予防する『新しい生活様式¹』」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された『10のポイント²』、5月1日の専門家会議で示された『新しい生活様式の実践例』等について住民に周知を行う」などの取組を行うこととされています。

また、基本的対処方針において、廃棄物処理に関係する事業者は引き続き「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられており、当該事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することとされています。

つきましては、上記のことを踏まえつつ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に講じられ、廃棄物処理業務が安定的に継続されるよう、貴連合会におかれても、必要な対策の実施に努めるとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知徹底をお願いいたします。

なお、基本的対処方針において、「緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等」とされた部分を別紙のとおり抜粋しましたので、御参照ください。

また、基本的対処方針における「業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等」については、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」（別添2参照）が策定されていますので、本ガイドラインの活用について併せて周知いただくとともに、本ガイドラインを踏まえて貴連合会におけるガイドライン等を策定することについて検討いただきますようお願いいたします。

(別添1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月14日変更)

(別添2) 廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン

1 …… https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

2 …… https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日）の抜粋

20, 21ページ

- 6) 緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等
- ① 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとする。
- ・ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民に周知を行うこと。
 - ・ 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人々の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。
 - ・ 全国的大規模かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
 - ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。
 - ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- ② 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組（前記の1)②、2)、3)②、4)②)に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を検討するものとする。
- ③ 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、①②の取組を行うにあたっては、予め国と迅速に情報共有を行う。